

ハツ場ダム住民訴訟

1都5県 FAXニュース

第9号(06年1月1日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

謹賀新年 今年もハツ場ダム住民訴訟へのご支援よろしくお願いたします。

【千葉の会】11月8日第4回裁判は事前協議でHP掲載等の話の後、ほぼ満席の中、被告側弁護士の要旨説明から始まった。国の事業なので本来争うことはできないのに住民訴訟の名を借りてやるのはおかしい。政策の当否は事務監査請求でやるべき。財務会計上の義務違反はない等々。本論に入ることを拒む姿勢で、論理的でないと感じた。次回2月17日裁判では治水上 unnecessary であると原告はパワーポイントで陳述する予定。(中村記)

【栃木の会】対県知事訴訟第5回では、原告側が対象となる財務会計行為の違法性について述べた。今後はダム毎に順次、違法性を立証していく。まず次回3月9日(木)10時には、ハツ場ダムの違法性を具体的に補充する書面を出す予定。対宇都宮市長訴訟では、水余りなのに政策の見直しをまともにせず利水事業に参加していることを指摘し、複雑な財務会計の流れを主張して欲しいと求めた。次回は3月1日(水)10時。(葛谷)

【埼玉の会】11月30日、原告の河登氏が、かつて観光名所だった三波石峡を台無しにした下久保ダムを「悲しい実験」と断じ、同様のことを繰り返すハツ場ダムは不要であると陳述した。被告側から提出された利水問題に関する準備書面に対し南雲弁護士が、農業用水転用水利権の法的根拠を明らかにし、非かんがい期の水利権の内容及び暫定水利権の定義について釈明を求め、本題に踏み込んだ。次回は1月25日午前11時半。(藤永)

【東京の会】12月12日(月)は弁論準備。原告 被告13人ずつが狭い会議室に入ってディスカッション。裁判所から財務会計行為と原因行為についての双方の主張を整理した表が提出される。裁判長からは被告に、納付通知が著しく間違っていれば、争点になるのでは?という突っ込みがあり、被告は返答に詰まっておる。原告からも早く訴状の認否を行え!と迫る。次回2月16日(木)も弁論準備だが、ここは一気に攻めたい。(田巻)

【茨城の会】12月13日(火)第5回裁判。今回は被告側の裁判棄却要求に対する原告側の反論。先ず原告神原晴美氏が立ち 私たちは司法に望みを託している。この国の民主主義を信じたい」と陳述。次いで谷萩弁護士が被告の主張に逐条的に反論。次回は治水準備書面を提出する」と結んだ。それを受け裁判長は「次回は治水ですね」と語り、本論に入ることを示唆した。言葉の力を実感した裁判だった。2月28日(火)11時30分茨城は本論に入る。(神原)

【群馬の会】第5回裁判が12月16日に行われ、原告12名出席、今回は原告側から準備書面(2)(3)を提出、県企業管理者がダム使用権設定申請を取り下げない行為は財産の管理を怠る事実であること、ハツ場ダムに関する県の公金支出は違法な財務会計行為であり本訴訟は適法な住民訴訟であることを主張、今後、ダムの不要性・有害性について主張立証を補充することになり、次回2月10日13:30~の第6回で本論に入る予定。(真下)

【群馬県長野原町の今】年末に内示された財務省原案でハツ場ダム事業06年度予算額は356億8900万円。ダム予定地では、国交省が造成中の代替地の購入希望者が少なく、造成計画は大幅縮小の見込み。発破作業で生態系の頂点に立つクマタカは姿を消したが、地質上の問題で道路、鉄道等の周辺工事は難航し、本体着工のメドは立っていない。予算消化、工事進捗状況から見て2010年度完成は難しく、近い将来、工期延長は必至の情勢。(ハツ場ダムを考える会)

発行：ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会 / ハツ場ダム住民訴訟弁護団 / ハツ場ダムを考える会
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先 :042-341-7524 (深澤)048-825-3291 (藤永)